

令和6(ワ)207・令和6(ワ)500

損害賠償請求事件(第1事件、第2事件)

宇都宮地方裁判所

令和7年6月26日 判決

主 文

1 被告は、第1事件原告に対し、449万1949円及び別紙1遅延損害金目録の「損害元本」欄記載の各金額に対する当該各「起算日」欄記載の日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、第2事件原告に対し、272万9210円及び別紙2遅延損害金目録の「損害元本」欄記載の各金額に対する当該各「起算日」欄記載の日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は、第1事件及び第2事件を通じ、被告の負担とする。

4 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件

主文1項と同旨

2 第2事件

主文2項と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、被告の公務員がした別紙3物件目録記載の家屋(以下「本件家屋」という。)の再建築費評点数の算出に誤りがあり、これを基礎として順次算出された本件家屋の固定資産課税台帳登録価格が過大に決定されていたことについて、本件家屋のもと所有者である第1事件原告が、本件家屋の固定資産税及び都市計画税(以下、両税を併せて「固定資産税等」という。)並びに不動産登記に係る登録免許税を過剰に納付させられて損害を被ったと主張して、被告に対し、国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項に基づき、損害賠償金及びこれに対する加害行為の後の日(上記各税の納付日以降の日)から各支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法(以下「改正前民法」という。)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め(第1事件)、また、本件家屋の現所有者である第2事件原告が、本件家屋の不動産登記に係る登録免許税及び不動産取得税を過剰に納付させられて損害を被ったと主張して、被告に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金及びこれに対する加害行為の後の日(上記各税の納付日)から各支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める(第2事件)事案である。

2 前提となる事実等（特に証拠等を掲記しない限り、当事者間に争いがない。）

(1) 本件家屋に係る税金の課税主体

ア 日光市（被告）は、平成18年3月20日、旧日光市、今市市、上都賀郡A、塩谷郡B（本件家屋の所在地）及び同郡Cが新設合併して発足した地方公共団体である（以下、上記新設合併前のBを含めて「被告」という。）。

被告は、本件家屋を含む被告市内に存する家屋に係る固定資産課税台帳登録価格を決定し、それらを課税客体とする固定資産税等を賦課徴収する権限を有する地方公共団体である。

イ 国は、登録免許税の課税主体である。

ウ 栃木県は、同県内の家屋の取得に係る不動産取得税の課税主体である。

(2) 本件家屋の所有者

ア 合同会社ふなびき（平成19年1月29日の組織変更前の商号：株式会社ふなびき）は、平成17年3月1日、本件家屋を所有する合名会社東山閣ホテルを吸収合併した（ α A1ないしA4）。

イ 第1事件原告（平成25年11月1日の商号変更前の商号：株式会社星野リゾート・ワクワク旅館）、平成25年5月1日、本件家屋を所有する合同会社ふなびきを吸収合併した（以下、同吸収合併前の合同会社ふなびきと上記アの吸収合併前の合名会社東山閣ホテルを含めて「第1事件原告」という。）。（ α A1、A4ないしA6）

ウ 第1事件原告は、第2事件原告に対し、平成26年4月4日、本件家屋を売渡した（ α A1。以下「本件売買」という。）。

(3) 本件家屋の登録免許税・不動産取得税の納税義務者

ア 第1事件原告は、前記(2)アの吸収合併による所有権移転登記（宇都宮地方法務局今市支局平成17年3月23日受付第2695号。以下「本件登記〔1〕」という。）及び前記(2)イの吸収合併による所有権移転登記（同法務局日光支局平成25年5月21日受付第3535号。以下「本件登記〔2〕」という。）に係る登録免許税の納税義務者である。

イ 第2事件原告は、本件売買による本件家屋の不動産取得税の納税義務者である。

ウ 第1事件原告及び第2事件原告（以下併せて「原告ら」という。）は、本件売買による所有権移転登記（同法務局同支局平成26年5月2日受付第3427号。以下「本件登記〔3〕」という。）に係る登録免許税の連帯納税義務者である。

(4) 本件家屋の固定資産課税台帳登録価格の決定の誤り

ア 被告の公務員は、本件家屋の平成9年度の1平方メートル当たりの再建築費評点数の算出において、前年度の再建築費評点数を18万0315点とすべきところ、建築設備費を二重に計上したことにより、誤ってこれを24万4887点とした。

その後、被告の公務員は、本件家屋の平成12年度の1平方メートル当たりの再建築費評点数の算出においても、前基準年度の再建築費評点数を16万5529点とすべきところ、これを18万0315点とした（以下「本件過誤」という。）。本件過誤は、被告の公務員に

よって故意又は過失により違法に行われたものである。

イ 本件過誤によって、平成12年度から令和3年度までの間、順次算出された本件家屋の各基準年度の1平方メートル当たりの再建築費評点数はいずれも過大であった。これにより、本件家屋の各基準年度の固定資産課税台帳登録価格も過大に算出・決定された。被告が決定した本件家屋の各基準年度の固定資産課税台帳登録価格は、別紙4 価格推移表記載1の当初推移表の「評価額」欄記載のとおりであり、平成12年度の1平方メートル当たりの再建築費評点数の算出の誤りを是正した場合の本件家屋の各基準年度の固定資産課税台帳登録価格は、別紙4 価格推移表記載2の修正後推移表の「評価額」欄記載のとおりである。

(5) 本件家屋の税額の算出の誤り

ア 被告は、本件家屋の各年度の固定資産税等の額について、前記(4)イのとおりに過大に決定された固定資産課税台帳登録価格を課税標準として算出し、第1事件原告に対し、別紙5 税額等一覧表の「当初相当税額」欄記載のとおり、固定資産税等の賦課決定をした。平成12年度の1平方メートル当たりの再建築費評点数の算出の誤りを是正して算出した固定資産税等の額は、別紙5 税額等一覧表の「修正後相当税額」欄記載のとおりである。(α A 1 0)

イ 本件登記〔1〕、本件登記〔2〕及び本件登記〔3〕に係る登録免許税額は、前記(4)イのとおりに過大に決定された固定資産課税台帳登録価格を基礎として算出すると、別紙6 税額等一覧表の「当初相当税額」欄記載のとおりとなり、平成12年度の1平方メートル当たりの再建築費評点数の算出の誤りを是正して算出すると、別紙6 税額等一覧表の「修正後相当税額」欄記載のとおりとなる(α A 1 4の1、A 1 4の2、B 3)。

ウ 栃木県は、本件売買による本件家屋の不動産取得税額について、前記(4)イのとおりに過大に決定された固定資産課税台帳登録価格を基礎として算出し、第2事件原告に対し、平成26年12月8日、本件売買による本件家屋の不動産取得税として、1670万2900円を賦課する決定をし、その頃、納税通知書を交付した。上記誤りを是正して算出した不動産取得税額は、1533万4000円となる。(α B 1、弁論の全趣旨)

(6) 各税金の納付

ア 第1事件原告は、被告に対し、遅くとも平成17年2月28日までの間に、本件家屋の平成16年度の固定資産税等として、2181万9997円を納付し、遅くとも平成18年2月28日までの間に、本件家屋の平成17年度の固定資産税等として、2115万8785円を納付した(弁論の全趣旨)。

イ 第1事件原告は、国に対し、平成17年3月23日頃、本件登記〔1〕に際し、登録免許税として381万6000円を納付し、平成25年5月21日、本件登記〔2〕に際し、登録免許税として494万5100円を納付した(α A 1 4の1、A 1 4の2)。

ウ 第2事件原告は、国に対し、平成26年5月2日、本件登記〔3〕に係る登録免許税として1462万2600円を納付し、栃木県に対し、同年12月26日、本件売買による不動産取得税として、1670万2900円を納付した(α B 2、B 3)。

(7) 原告らによる訴えの提起

ア 第1事件原告は、令和6年4月2日、本件家屋の平成16年度及び平成17年度の固定資産税の過納金相当額の損害賠償金の支払を求めて第1事件に係る訴えを提起し、同年12月19日、本件家屋の平成16年度及び平成17年度の都市計画税並びに本件登記〔1〕及び本件登記〔2〕に係る登録免許税の過納金相当額の損害賠償金の支払を求める請求を追加した(当裁判所に顕著な事実)。

イ 第2事件原告は、令和6年8月16日、本件売買による不動産取得税の過納金相当額の損害賠償金の支払を求めて第2事件に係る訴えを提起し、同年12月19日、本件登記〔3〕に係る登録免許税の過納金相当額の損害賠償金の支払を求める請求を追加した(当裁判所に顕著な事実)。

(8) 消滅時効の援用

被告は、第1事件原告に対し、令和7年4月24日の本件口頭弁論期日において、本件登記〔1〕に係る登録免許税の過納金相当額の損害賠償請求権について、消滅時効を援用する旨の意思表示をした(当裁判所に顕著な事実)。

3 主たる争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件過誤と相当因果関係がある第1事件原告の損害(争点(1))

(第1事件原告の主張)

本件過誤により本件家屋の固定資産課税台帳登録価格が過大に決定され続けたところ、固定資産税等及び登録免許税はいずれも固定資産課税台帳登録価格を基礎として算出されることからして、両税の過納金相当額は、本件過誤と相当因果関係がある損害である。

そうすると、本件過誤と相当因果関係がある第1事件原告の損害は、平成16年度の固定資産税等の過納金相当額178万9357円及びこれに対する弁護士費用17万8935円、平成17年度の固定資産税等の過納金相当額173万5134円及びこれに対する弁護士費用17万3513円、本件登記〔1〕に係る登録免許税の過納金相当額21万6900円及びこれに対する弁護士費用2万1690円並びに本件登記〔2〕に係る登録免許税の過納金相当額34万2200円及びこれに対する弁護士費用3万4220円となる。

(被告の主張)

第1事件原告の主張のうち、固定資産税等の過納金相当額の損害賠償請求の点は認めるが、その余は否認ないし争う。登録免許税の課税に係る手続に被告は関与しておらず、本件過誤とその過納金相当額の損害との間には相当因果関係がない。

(2) 本件過誤と相当因果関係がある第2事件原告の損害(争点(2))

(第2事件原告の主張)

本件過誤により固定資産課税台帳登録価格が過大に決定され続けたところ、登録免許税及び不動産取得税はいずれも固定資産課税台帳登録価格を基礎として算出されることからして、両税の過納金相当額は、本件過誤と相当因果関係がある損害である。

そうすると、本件過誤と相当因果関係がある第2事件原告の損害は、本件登記〔3〕に係

る登録免許税の過納金相当額111万2200円及びこれに対する弁護士費用11万1220円並びに本件売買による不動産取得税の過納金相当額136万8900円及びこれに対する弁護士費用13万6890円となる。

(被告の主張)

第2事件原告の主張は否認ないし争う。登録免許税及び不動産取得税の課税に係る手続に被告は関与しておらず、本件過誤とこれらの過納金相当額の損害との間には相当因果関係がない。

(3) 第1事件原告の登録免許税の過納金に係る損害賠償請求権についての除斥期間の経過の有無又は消滅時効の成否(争点(3))

(被告の主張)

改正前民法724条後段及び民法724条2号がいう「不法行為の時」(以下、改正の前後を問わず「不法行為の時」という。)とは、加害行為時と解すべきである。そこで、第1事件における加害行為の内容について検討するに、過大な固定資産課税台帳登録価格を決定したことや、過大な固定資産課税台帳登録価格が記載された家屋評価証明書等を交付したことが加害行為を構成するとはいえ、本件過誤のみが加害行為を構成するといえる。そうすると、「不法行為の時」から訴えの提起日まで20年以上が経過しており、除斥期間が経過している。

仮に、過大な固定資産課税台帳登録価格を決定したことが加害行為の一部を構成するとしても、本件登記〔1〕の登録免許税の過納金に係る損害賠償請求権については、加害行為の終期である平成16年度の固定資産課税台帳登録価格の決定時が平成16年3月31日以前であることからして、「不法行為の時」から訴えの提起日まで20年以上が経過しており、消滅時効が完成している。

(第1事件原告の主張)

被告の主張は否認ないし争う。

本件家屋の所有権が移転して初めて所有権の取得者に登録免許税の過納金相当額の損害が生じるという本件の性質に鑑みると、本件において、加害行為時を起算点とするのは、被害者である第1事件原告にとって酷であるほか、加害者である被告は、相当の期間が経過した後、損害賠償請求を受けることを予期すべきであったといえる。そうすると、本件での「不法行為の時」については、第1事件原告に対し、具体的な納税義務を生じさせる行為の効力が及んだ時と解すべきであり、本件登記〔1〕に係る登録免許税の過納金に係る損害賠償請求権については、その登記申請時である平成17年3月23日が、本件登記〔2〕による登録免許税の過納金に係る損害賠償請求権については、その登記申請時である平成25年5月21日が「不法行為の時」となる。

また、仮に、本件での「不法行為の時」について加害行為時と解するとしても、被告において過大な固定資産課税台帳登録価格を決定したことが加害行為の一部を構成するのは当然のこととして、過大な固定資産課税台帳登録価格が登録されている限り加害行為も継続

しているというべきであるため、被告において、過大な固定資産課税台帳登録価格を証明したり通知したりする行為も加害行為の一部を構成する。そうすると、本件登記〔1〕による登録免許税の過納金相当額に係る損害賠償請求においては、その登記申請の際に用いた平成17年3月14日付け家屋評価証明書の交付時が、本件登記〔2〕による登録免許税の過納金相当額に係る損害賠償請求においては、その登記申請の際に用いた平成25年5月10日付け平成25年度固定資産評価額通知書の交付時が加害行為の終期となる。

したがって、いずれにしても、除斥期間の経過又は消滅時効の完成が認められる余地はない。

(4) 第2事件原告の登録免許税・不動産取得税の過納金に係る損害賠償請求権についての除斥期間の経過の有無(争点(4))

(被告の主張)

前記のとおり、「不法行為の時」とは、加害行為時と解するのが相当であるところ、第2事件においても、本件過誤のみが加害行為を構成するといえるため、「不法行為の時」から訴えの提起日まで20年以上が経過しており、第2事件原告の各損害賠償請求権は除斥期間が経過している。

(第2事件原告の主張)

被告の主張は否認ないし争う。

本件での「不法行為の時」は、第2事件原告に対し、具体的な納税義務を生じさせる行為の効力が及んだ時と解すべきであり、登録免許税の過納金に係る損害賠償請求権については、その登記申請時である平成26年5月2日が、不動産取得税の過納金に係る損害賠償請求権については、当該税金の納税通知書が第2事件原告に交付された時である同年12月9日以降の日が「不法行為の時」となる。

仮に「不法行為の時」について加害行為時と解するとしても、過大な固定資産課税台帳登録価格を決定したことや、過大な固定資産課税台帳登録価格を証明したり通知したりする行為が加害行為の一部を構成するため、登録免許税の過納金相当額の損害賠償請求権においては、その登記申請の際に用いた平成26年4月3日付け平成26年度固定資産評価額通知書の交付時が、不動産取得税の過納金相当額の損害賠償請求権においては、平成26年度の固定資産課税台帳への価格の登録時が加害行為の終期となる。

したがって、いずれにしても、除斥期間の経過が認められる余地はない。

第3 当裁判所の判断

1 第1事件について

(1) 争点(1)(本件過誤と相当因果関係がある第1事件原告の損害)について

ア 本件家屋に係る固定資産税等について

家屋に係る固定資産税等は、年度ごとに、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日として、納税義務者である当該家屋の所有者に課されるものであり(地方税法343条1項、359条、702条、702条の6)、各年度の固定資産税等は、原則として基準年度

の固定資産課税台帳登録価格等を課税標準として、その税額を確定する賦課決定がされ、課税標準額、税率、税額、納期等を記載した納税通知書が所有者に交付されることにより、所有者にその具体的な納税義務が生ずることとなる。

このような一連の手続を経て、各年度の固定資産税等が課されることとなるところ、ある年度の家屋の固定資産税等の税額が過大に決定されて所有者に損害が生じた場合に、その原因が、手続の過程におけるいずれかの行為（当該年度の賦課に係る行為のほか、その基礎とされた従前の年度における行為を含む。）に過誤があったことに求められるときには、過誤のあった当該行為が故意又は過失により違法に行われたものであるということができれば、当該一連の手続により生じた損害に係る国家賠償責任が生ずるものということが出来る（最高裁令和2年3月24日第三小法廷判決・民集74巻3号292頁参照）。

本件家屋については、別紙4 価格推移表記載1の当初推移表記載のとおり、1平方メートル当たりの再建築費評点数が基準年度ごとに一定の補正率を乗じて算出されていた結果、本件過誤があった以降、平成12年度から令和3年度までの間、順次算出された基準年度の再建築費評点数はいずれも過大となり、これにより、本件家屋の各年度の固定資産課税台帳登録価格も過大に算出・決定された（前提となる事実等（4）イ）。また、第1事件原告は、被告に対し、遅くとも平成17年2月28日までの間に、本件家屋の平成16年度の固定資産税等として、2181万9997円を納付し、遅くとも平成18年2月28日までの間に、本件家屋の平成17年度の固定資産税等として、2115万8785円を納付した事実が認められる（前提となる事実等（6）ア）。

そうすると、第1事件原告は、本件過誤によって、平成16年度及び平成17年度の固定資産税等として、別紙2 税額等一覧表の「過納金相当額」欄記載の各金額の損害を被ったということが出来る（この点は、当事者間に争いが無い）。

イ 本件登記〔1〕及び本件登記〔2〕に係る登録免許税について

登録免許税は、登記・登録を受ける者を納税義務者とし、課税物件が不動産登記の場合の課税標準は、登記される不動産の登記時における当該不動産の価額であり（登録免許税法2条（別表第1の1）、3条、10条1項）、その価額は、当該登記の申請の日の属する年の1月1日等現在における固定資産課税台帳登録価格等を基礎として定めるとされている（同法附則7条）。そして、不動産登記においては、その申請時に領収証書等を添付して登記所に提出することとなっているが（同法21条、22条）、登録免許税の納税義務は登記のときに成立し、税額は納税義務の成立と同時に確定する（国税通則法15条2項13号、3項5号）。

このように、不動産登記の登録免許税については、登記の申請に際し、自動的に賦課されて納税する仕組みが法律上規定されていることからすれば、登記を申請した日の属する年の固定資産課税台帳登録価格に誤りがあった結果、登録免許税の額が過大に決定されて登記申請者に損害が生じた場合に、その原因が、固定資産課税台帳登録価格の決定手続の過程における何らかの行為（当該年の行為のほか、その基礎とされた従前の年度における行為を

含む。)に過誤があったことに求められるときには、過誤のあった当該行為が故意又は過失により違法に行われたものであるということができれば、当該行為により生じた損害に係る国家賠償責任が生ずるものということができると解される。

そして、本件家屋については、1平方メートル当たりの再建築費評点数が基準年度ごとに一定の補正率を乗じて算出されていた結果、本件過誤があった以降、平成12年度から令和3年度までの間、順次算出された基準年度の再建築費評点数及び固定資産課税台帳登録価格がいずれも過大となっていたことは、前記アに説示のとおりであり、このような事情に照らせば、被告が指摘する事情(被告が登録免許税の賦課手続に関与していないこと)を前提としても、第1事件原告が、本件登記〔1〕に際し納付した登録免許税381万6000円のうち過納金相当額21万6900円(=381万6000円-359万9100円(前提となる事実等(5)イ、(6)イ))及び本件登記〔2〕に際し納付した登録免許税494万5100円のうち34万2200円(=494万5100円-460万2900円(前提となる事実等(5)イ、(6)イ))は、いずれも本件過誤との間に相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

ウ 弁護士費用について

第1事件原告が訴訟の提起・追行を同訴訟代理人弁護士に委任したことは当裁判所に顕著であり、第1事件の内容や経過その他諸般の事情を踏まえると、相当因果関係がある弁護士費用は、平成16年度の固定資産税等の過納金相当額の損害につき17万8935円、平成17年度の固定資産税等の過納金相当額の損害につき17万3513円、本件登記〔1〕による登録免許税の過納金相当額の損害につき2万1690円、本件登記〔2〕による登録免許税の過納金相当額の損害につき3万4220円とそれぞれ認めるのが相当である。

(2)争点(3)(第1事件原告の登録免許税の過納金に係る損害賠償請求権についての除斥期間の経過の有無又は消滅時効の成否)について

ア 被告は、「不法行為の時」とは、加害行為時と解すべきであり、本件過誤のみが加害行為を構成するため、本件過誤が生じた時が「不法行為の時」である旨主張する。

しかし、まず、家屋の固定資産税等の賦課に関し、その税額が過大であることによる国家賠償責任が問われる場合、家屋の評価の誤りが生じた時点では、これを原因として実際に過大な固定資産税等が課されることとなるか否か、過大な固定資産税等を課されて損害を受ける者が誰であるかなどは不確定であって、当該誤りが修正されるなどすることなく手続が進められ、これに基づいてある年度の固定資産税等につき賦課決定及び納税通知書の交付がされて初めて、これを受けた者が当該賦課決定の定める税額につき納税義務を負うことが確定することとなることからすると、当該年度の固定資産税等の過納金に係る損害賠償請求権については、被害者である所有者に対して当該年度の具体的な納税義務を生じさせる賦課決定の効力が及んだ時点、具体的には納税通知書の交付がされた時点をもって、除斥期間の起算点である「不法行為の時」とみることが相当である(固定資産税等の除斥期間に関する前記最高裁判決参照)。

イ そして、不動産登記の登録免許税については、前記(1)イに記載した不動産登記の登録免許税の課税の仕組みの下では、家屋の評価に誤りが生じた時点(登録免許税の算定の基礎となる固定資産課税台帳登録価格の決定時)において、登録免許税の過納金に係る損害が発生するか、同損害を被るのは誰であるかなどについては未確定というほかなく、登記の原因となる法律行為等を経て、登記を申請する段階になって初めて、それらが確定するものといえる。したがって、前記アに説示したところに照らせば、かかる特徴を有する不動産登記の登録免許税の過納金に係る損害賠償請求権における「不法行為の時」とは、登録免許税の過納金に係る損害が発生することが確定した時点、すなわち、登録免許税の納税義務が生じる登記の申請時と解するのが相当であるから、被告の上記主張を採用することはできない。

そうすると、本件登記〔1〕による登録免許税の過納金に係る損害賠償請求権においては、その登記申請時である平成17年3月23日(前提となる事実等(3)ア)が、本件登記〔2〕による登録免許税の過納金に係る損害賠償請求権については、その登記申請時である平成25年5月21日(前提となる事実等(3)ア)が「不法行為の時」となるというべきである。

ウ したがって、第1事件原告が上記各請求権に係る訴えを提起した日である令和6年12月19日の時点において、上記各請求権の除斥期間及び消滅時効の期間が経過していたものとはいずれも認められない。

(3) まとめ

以上によれば、被告は、第1事件原告に対し、損害賠償金合計449万1949円及び別紙1遅延損害金目録の「損害元本」欄記載の各金額に対する当該各「起算日」欄記載の日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負うというべきである。

2 第2事件について

(1) 争点(2)(本件過誤と相当因果関係がある第2事件原告の損害)について

ア 本件登記〔3〕に係る登録免許税について

前記1(1)イに説示したところによれば、本件過誤と本件登記〔3〕に係る登録免許税の納付による損害との間には、相当因果関係が認められるというべきであるから、第2事件原告が、平成26年5月2日に納付した本件登記〔3〕に係る登録免許税1462万2600円の過納金相当額111万2200円(=1462万2600円-1351万0400円(前提となる事実等(5)イ、(6)ウ))は、第2事件原告の損害と認められる。

イ 本件売買による不動産取得税について

不動産取得税は、不動産の取得者を納税義務者とし、課税標準は不動産を取得したときにおける当該不動産の価格であり、その価格は、固定資産課税台帳登録価格のある不動産については、原則として、当該固定資産課税台帳登録価格により決定するとされている(地方税法73条の2第1項、73条の13第1項、73条の21第1項)。そして、不動産取得税の徴収は、普通徴収の方法によることとされ、納税者に交付すべき納税通知書は、遅くともその納期限前10日までに納税者に交付しなければならないとされている(同法73条の

18)。

このように、不動産取得税は、法律上その課税標準が固定資産課税台帳登録価格の決定を前提とし、これと不可分なものとして賦課される仕組みになっていることを考慮すると、不動産を取得した年度の固定資産課税台帳登録価格に誤りがあった結果、不動産取得税の額が過大に決定されて納税義務者に損害が生じた場合に、その原因が、固定資産課税台帳登録価格の決定手続の過程における何らかの行為(当該年の行為のほか、その基礎とされた従前の年度における行為を含む。)に過誤があったことに求められるときには、過誤のあった当該行為が故意又は過失により違法に行われたものであるということができれば、当該行為により生じた損害に係る国家賠償責任が生ずるものということができると解される。

そして、本件家屋については、1平方メートル当たりの再建築費評点数が基準年度ごとに一定の補正率を乗じて算出されていた結果、本件過誤があった後である平成26年当時、算出された基準年度の再建築費評点数及び固定資産課税台帳登録価格がいずれも過大となっていたことは、前記(1)アに説示のとおりであり、このような事情に照らせば、被告が指摘する事情(被告が不動産取得税の課税手続に関与していないこと)を前提としても、第2事件原告が、栃木県に対して納付した本件売買による不動産取得税1670万2900円のうち過納金相当額136万8900円(=1670万2900円-1533万4000円(前提となる事実等(5)ウ、(6)ウ))は、本件過誤との間に相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

ウ 弁護士費用について

第2事件原告が訴訟の提起・追行を同訴訟代理人弁護士に委任したことは当裁判所に顕著であるところ、第2事件の内容や経過その他諸般の事情を踏まえると、相当因果関係がある弁護士費用は、上記登録免許税の過納金相当額の損害につき11万1220円、上記不動産取得税の過納金相当額の損害につき13万6890円とそれぞれ認めるのが相当である。

(2)争点(4)(第2事件原告の登録免許税・不動産取得税の過納金に係る損害賠償請求権についての除斥期間の経過の有無)について

前記1(2)に説示したところと同様の理由から、第2事件原告の登録免許税の過納金に係る損害賠償請求権との関係でも、「不法行為の時」とは、第2事件原告に対して登録免許税の納税義務が生じた時点、すなわち登記の申請時と、また、不動産取得税の過納金に係る損害賠償請求権との関係では、「不法行為の時」とは、被害者である第2事件原告に対して不動産取得税の納税義務が生じた時点、すなわち、不動産取得税の納税通知書が第2事件原告に交付された時と解するのが相当である。

そうすると、本件登記〔3〕による登録免許税の過納金に係る損害賠償請求権においては、その登記申請時である平成26年5月2日(前提となる事実等(3)ウ)が「不法行為の時」となり、不動産取得税の過納金に係る損害賠償請求権においては、その納税通知書が第2事件原告に交付された時である同年12月8日頃以降の日(前提となる事実等(5)ウ)が「不法行為の時」となる。

したがって、第2事件原告が上記請求権に係る訴えを提起した日である令和6年8月16日及び同年12月19日の時点において、上記各請求権に係る除斥期間が経過していたものとはいずれも認められない。

(3) まとめ

以上によれば、被告は、第2事件原告に対し、損害賠償金合計272万9210円及び別紙2遅延損害金目録の「損害元本」欄記載の各金額に対する当該各「起算日」欄記載の日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務を免れない。

3 結論

よって、原告らの各請求はいずれも理由があるから、これらを認容することとして、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 本多哲哉 裁判官 岡田真生 裁判官 加藤潤也